

公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いについて

長 崎 市

平成25年6月11日、公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金支払について、国土交通省より、要請がありました。

長崎市では、これまで平成25年度設計労務単価(以下「新単価」という。)が、前年度に対し全国平均で約15%上昇していることを踏まえ、平成25年4月1日以降に契約した工事のうち、平成24年度設計労務単価を適用している案件について、新単価を遡及適用し新単価に基づく請負代金に変更できる特例措置を講じたところです。

つきましては、次の事項について、適切に対応していただきますようお願いします。

- ・ 技能労働者への適切な賃金水準の確保及び適切な価格での下請契約を締結するとともに、下請業者に対し技能労働者への適切な賃金水準の確保の指導をお願いします。
- ・ 社会保険等への加入、社会保険料等法定福利費の支払い及び社会保険料等法定福利費を含んだ適切な下請契約の締結をお願いします。

また、国土交通省が技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑にし、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の情報を聞かせるために、相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しています。詳しくは下記を参照ください。

(国土交通省 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル)

<http://www.mlit.go.jp/common/001000519.pdf>